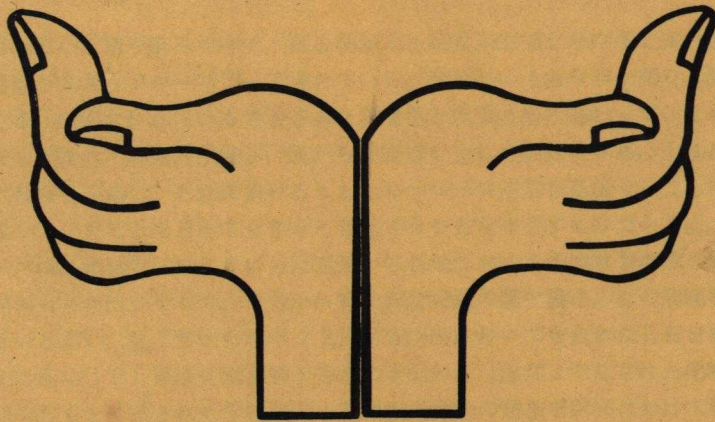


昭和51年1月15日発行(毎月1回15日発行)

民闘連 ニュース 1976. 1 第7号



目 次

■教育実践報告		
講演 — 在日朝鮮人教育の一つの指針	中 谷 豊	1
■連載論壇・在日朝鮮人の解放にむけて (2)		
自己を担うことのできる自由	李 仁 夏	5
■労働省・労研糾弾交渉経過報告 — 関東民闘連 —		7
■「少年アクション」の差別用語使用 糾弾	川高・朝問研	10
■在日韓国人の地域実践活動報告		
桜本学園の今日このごろ	崔 勝 久	11
第4回「生野区民クリスマス」開催される		13
■読者投稿 「お返し？」	朴 聖 圭	15
■民族差別と闘う各地の運動から — 東北・関東・中部・関西・九州 —		16
■日立レポート		26
■編集後記		27
■資料案内		28

発行 民族差別と闘う連絡協議会

● 教育実践報告

講 演

在日朝鮮人教育の一つの指針 (1)

中 谷 豊

(県立尼崎工業高校教諭)

民族差別と闘っていく取り組みの中で、在日朝鮮人・韓国人生徒(その多くは2世・3世である)の教育の問題が大きくクローズアップされている。教育というものが一個人の歴史的におかれている立場、彼がおかれているさまざまな環境等その全人格に関わっていくものである以上、それは、在日朝鮮人・韓国人生徒が、親から民族性を正しく継承する事、それと、実はそれを許さない差別社会と対峙し、それに負けることなく一つ一つ差別を克服することによって民族的主体性を回復していくことを自らはっきりと自覚することをめざすものである。

民間連ニュースは、創刊号以来こういった意味から各地における民族教育の取り組みを紹介しそのあり方を模索してきた。そこで、今号から特に教育実践の欄を設け、この問題をより深く皆で考えていきたいと思い、第7号から昨年12月7日川崎においてもたれた「在日朝鮮人の就職・進学問題を考える集い」(「民族差別と闘う各地の運動から」参照)でなされた尼崎工業高校の朝問研の取り組みをもとに話された中谷豊・小田光康両教諭の講演を数回にわけて紹介したいと思います。

尚、両教諭の講演内容は、明治図書「はるかなる波濤」(解放教育新書)の文と重複するものもあります。

タイトル及び小見出しは、すべて編集者が付けました。

(編集部)

■入学時における尼工教師の取り組み

教師になって7年です。その中で朝問研活動を通して、在日朝鮮人・韓国人生徒とふれあいながらやって来た経験をもとにして、話をしていきたいと思います。

尼工は、全校生850名おるわけです。その中で在日朝鮮人・韓国人生徒72名と混血の生徒も入れて80名ぐらい、部落出身の生徒もだいたい同数です。沖縄・南西諸島から来ている子供も同じぐらいです。この三つ合わせると約30%近くが、言わば今日日本の社会から差別されている立場にあるということになるわけです。で、その他約25%ぐらいの子供たち、前の子供たちと重複しますが50%以上の生徒が欠損家庭であったり、あ

るいは両親がいなかったり、身体障害者を家族に持ったりという形であるわけです。

そういう子供たちに対して尼工がまず始めることは、入学すると同時に、授業料免除の申請書を出させたり、奨学金の申請をさせることです。部落出身の生徒には部落奨学金・在日朝鮮人・韓国人生徒には朝鮮奨学会に申請しろということを言っていくわけです。そうしますと、全校生の50数%の生徒が授業料免除をしています。また、奨学金を受けている生徒は、のべ数で言いますと、全校生徒数に近い800名ぐらいになるわけです。できるだけ教育は親の負担ではなくて、社会があるいは地方自治体が負担すべきだという考え方に立って、私たちは子供たちの家庭にし

わよせしないように考えるわけです。これはすべての子供たちで、日本人も在日朝鮮生徒もそうです。

典型的な例として、まず入学の時の話をしますと、一人のお父さんが入学式にやって来て、「先生、お金がいるんでしょ。」と言って10万円をボンと出したわけです。で、調書を読んだり、その前から家庭訪問をする教師もいて大変なんですけども、金が出るはずがないのにと思って聞いてみたら、10日1割の利子で高利貸から借りて持って来たと言ってその金を出す。逆に（川崎でもあると聞きますけども）10人ぐらゐの生徒が学校をやめたいと言うわけですね、入学確認に。ところが、何故だと聞きますと、家へ行って見ますと、オヤジさんが体をこわして働けないで生活保護をもらっている。息子が高校へ行くと言ったら生活保護を打ち切られるから、せっかく通った高校をやめると言い出す。そういう時に、うちの教師たちは学年会とか担任等が動きまわって、市役所にかけあったり教育委員会にかけあったりしながら、教育扶助・奨学金を出して何とか学校へ行けるでたてをしようじゃないかと動きまわるわけです。ま、いわば、そういう動きが入学以来3年間毎日のように家庭訪問したり、教育委員会なり行政と交渉したり、子供のホーム・ルーム（H・R）活動に入っていったりというふうにあっちこっち動きまわっている姿が工の教師たちの全体の姿だと思うわけです。

■ 日本人教師が朝間研活動に関わる事の意味

さて、僕は日本人の教師として、何故朝間研の生徒たちと関わり出したかということなんですけども、やっぱり僕ら自身の問題であるということ、僕ら自身がそれをさけては僕ら自身がだめになるということが一番大事な基本だと思います。そして、その事は同じ学校にいる日本人の子供たちに言いつけている中味でもあるわけです。もう一つは、僕ら教師の側が忘れてはならない「一斉糾弾」です。1969年、ある先生が在日朝鮮生徒に対して「よた者」呼ばわりした差別発言

を発端にして、生徒たちが教師に向って「俺たちがどんな生活をしてこの学校に来ているのか知ってるのか」「先生らは俺たちのアボジ・オモニの事を知ってて授業を教えてくださいませんか」という告発から、僕らは生徒の本当の生活、現実を知らなければ本物の教育はできないんじゃないかというところに立っていくわけです。

川崎で、低学力だとか非行という問題が出来るという話を聞いたわけですけども、例えば僕はこういう経験があるわけです。入って間もなく、一斉糾弾の時に中心になってどもりながら「俺、なにじんに見える」と全校生の前で言ってた生徒。そういう言い方で、「俺のお父ちゃん朝鮮人やねん」という名のり方をした子ですけど、その子が一斉糾弾がだんだんおちついてくる中で、授業にいたまれなくなって、フラフラと出ていく場面があったわけです。僕らそこを通りかかって「授業に入らんかい」という話をしていた。口論になっていく中で、彼、手が出たわけです。ボンと僕しばかれたんです。で、手が出たその時に、こっちにしたって何故手が出るのか解らんわけです。ただ、その時たった一言いった言葉が今では印象に残っているわけです。「日本人みんな気楽やないか」というセリフが出てくるわけです。だからどうだってことないけど、ともかくいたたまれないと、つらいという事です。教室にいてもそうだし、教師の顔を見てても、もうすっかり忘れてるような顔してるやないかということが彼の中にあったわけです。皆気楽やないか。それでも僕その言葉印象的やったけど、何故彼の手が出たかわからなかったです。そして担任が家庭訪問していく中で、その先生はこんなことに気がついていくわけです。その前に、もっとも信頼していた日本人の子供が単車の事故で死んでる。もう一つは、ちょうど永住権の申請の時期であったわけです。アボジもオモニも字が書けない。家族全部の申請書を彼が毎日必死になって書いているわけです。汗水たらして。何故こんなばかなしんどいことをしなあかんのやと言いながら彼書い

とるわけです。そのイライラなんかもあったということが後でわかってくるわけです。彼は一体何にイライラしてたのかということが私たちが家庭訪問したり、子供たちと会って話をしていく中でやっと見えて来たと言うことです。いちがいに非行ということができない。彼が何を持っていたかということが家を訪れていくことで解っていった。そして、その子が卒業式終わった後で、私たち若い教師の前へ来て、それまでこの若僧の教師が何も知らないのに、「朝間研へこい」だの「本名を名のれ」だの解ったようなこと言いやがってとってただろうと思うんですけど、「先生ら、俺卒業するけども、また後輩俺みたいなゴンタもようけ来るやろうけども、ワルもようけ来るやろうけども、逃げんと面倒みたってくれや、頑張ってくれや」と言う。私達は思わず涙が、彼の方も涙が出たわけですけども、手をとって頑張れよと励まして卒業していったわけです。彼が持ってた暖さみたいなものね、僕なんかの場合だったら、何故手が出たかわからなかった部分。その彼が後輩の事を思って、また学校のことを思って「何か事があったら俺を呼んでくれ。俺、力になったわ。」と言って卒業していった。そういう暖さで僕は励まされて、日本人の教師としてやるべきことはやっていたかねばならないというふうに思いつづけているわけです。

■尼工における進路保障の取り組みの始まり

私たちの学校で、本当に在日朝鮮人・韓国人生徒の進路保障に取り組んでいったのは、たかだか5年ぐらしかないわけです。1971年に調査をしているわけです。その時は私たちの学校では卒業するのは280人ですけども、工業高校ですから2千社余りの会社から応募がありました。

それらの会社に在日朝鮮人生徒を採りますかという設問を出すと、ほとんどの会社は拒否でした。その中で、かろうじて70たらずの会社が、在日朝鮮人でも採ってもいいという言い方だったわけです。僕たちは、そ

の言葉に歯がみしながらも、闘いを打っていくことが出来なかったです。だから、何故とらないんだということを僕ら日本人教師としてもようしなかった。その70社というのもたいていが中小の企業でした。そして、それもあの好況の時期で人手不足だから間に合わせにという、発想が露骨であったことも事実です。ところが、72年になってですね、もう書物で読まれた方もいると思いますが、高砂熱学という空調関係で大手の会社から求人が来ました。その時もやはり、就職担当の教師が、「おたく部落の子供を採りますか、在日朝鮮人をとりますか」という設問をするわけです。それに対して会社は、どう答えたかというところ「部落の子はちょっと解りません。帰って連絡します。在日朝鮮人の子供はお断りします」これははっきりしています。「部落の子供についても、昨年度何も差別してないのに、差別的な事があったんではないかと職業安定所から文句言われている。こちら、迷惑している。そんなややこしいことあるのなら、あらかじめ部落出身者とわかっておれば遠慮して下さい。」という言い方をしたわけです。この二つの事が結びついて、私たちは、もうガマンできんということで、高砂熱学の糾弾闘争に入っていくわけです。その糾弾会の席上、その会社の重役が、「日本人で間にあっています。アメリカ人やスウェーデン人とは技術協力はしますが、第三国人はいりません」というわけです。私らは厳しく問題にしていくわけですね。「お前ら今何言うた。もう一べん言うてみ」と、きびしいやりとりになるわけです。部落解放同盟が「朝鮮人を差別する会社は部落をも差別する」と明確に指摘する中で、半年後会社が全面的に自己批判するわけです。

その時も僕らの中で迷いがありました。これだけ会社がおれたら、子供を入れるべきか入れない方がいいのかと。だけど会社が自己批判して、変りますと言っているのに、子供を入れていかないのはおかしいんじゃないかということで、部落出身の子1名、在日朝鮮人の子1名・日朝混血の子1名・沖縄出身の

子1名・一般の日本人の子1名という生徒を一括に高砂熱学に就職させていくわけです。で、じゃその子は就職してよかったなあということではなくて、そういう会社の中で、どういう状況にあるかという、例えば（陰に陽に、こんなことどこでもあるのかも知れないけれども）その会社が今まで社内結婚を薦めるのが美風だというふうに言っていた会社らしいんですね。ところが影でこそこそ言うことに、「もうこうなったら社内結婚すすめられへんなあ」といった中味です。研修会もしましたと言うわけです。実際に同和問題い

うて部落問題の研修もしますが。そんな中で、子供たちは、本名を名のって在日朝鮮人であることを会社の名刺にもすりこんで入っていくわけです。これが72年です。で彼は毎日下請の業者にその本名をすった名刺を渡しながら商談を進めていってるわけです。在日朝鮮人として働いていることを明らかにします。その後、後輩たちが翌年・翌々年・1人・2人というふうに在日朝鮮人生徒が入っていったのが現状なんです。

（つづく）

・朝鮮語講座開講・

関東民関連の中心的グループのひとつである神奈川朝鮮問題研究会は、川崎の地で地道に民族差別の問題に取り組んでいます。このほど朝鮮語講座を開講することになりました。ふるって参加して下さい。

講師 小杉尅次（在日大韓基督教川崎教会 牧師）

梶村秀樹（神奈川大学助教授）

毎週月曜日 月額千円（6ヶ月分前納）

場所 神奈川朝鮮問題研究会・事務局
神奈川県川崎市川崎区池上町5-8
光山荘山田方

TEL 044-277-3632

・ウリマルを学ぼう・

ウリマルを学習することによって民族の主体性をより強固に構築しようと、川崎在日同胞の人権を守る会を中心に、韓国語講座が開かれています。

同胞のみなさん、気がるに参加して下さい。

毎週土曜日 午後8時から

場所 在日大韓基督教川崎教会

問合せ先

上記の場所 TEL 044-288-2930

あるいは RA IK 03-203-7575

●連載論壇●

在日朝鮮人の解放に向けて (2)

— 自己を担うことのできる自由 —

李 仁 夏 (イ・インハ)

去る十二月の初め、川崎で「在日韓国人の進学と就職を考える集い」が持たれた。尼崎工業高等学校の教育実践から学ぶ目的で、二人の教師を招いた。二人の講師のお話しは、理論的な講演といったものでなく、かれらが過去数年間、在日韓国人の教育と就職に取り組んだ、血のにじむ実践に基いた報告のようなものであった。それだけに、たんとんと語られることばに胸を打たれ、何度も涙をもらってしまった。

かれらの報告は、在日韓国人生徒ひとりひとりのケースをとりあげ、ひとりの人間の家庭とそのおかれた歴史・社会環境に即したものであった。教育というものが、全人格に関わるものであることを、鮮明に示してくれ、非常に感動的であった。東京のある教師が、担任クラスの在日韓国人生徒の問題について質問すると、「先生はその生徒の家庭訪問をしていますか。」といった風に迫ってくるものがあった。

わたしが、かれらのお話しを聞いて深く考えさせられたのは、殆んど例外なく、われらの同胞の子弟が、日本名を名乗って入学してくるということである。そのことは、筆者の関係している保育園でも同じである。この保育園は、韓国人教会が設立者の中心となり、韓国人保母が圧倒的に多いところである。それでも、同胞子弟は、親によって日本名を付けられて入園しようとする。—この保育園は保育内容の基本に本名を名乗らせることを据えている。—こうした親の姿勢が問題である。

勿論、同胞の親が、その子弟に日本名を名乗らせて、日本の学校に送るとき、そういう「配慮？」を強いる一つの現実があることを知っている。それが子供を差別から守る方便とでも考えているのだろうか。ところが、問題は、そのためにおこる逆効果が、子弟の人間性をものすごいかたちで歪めてしまうことに、多くの親は気付いていない。尼工高の教師が指摘したように、日本名を名乗る生徒は多くの場合、自らの歴史と育った家庭環境を断ち切ることによって、現実逃避型の屈折した人間になることである。こういう生徒は、日本名を名乗って社会に出て、就職しても長続きせず、駄目になるという。そこで、尼工高の教育実践の中で、本名を名乗ることが問われる。それは、内容において、自分たちの父母が歩んだ歴史をきちんと受けとめる人間になることを含む。そうなった若者たちは、たとえ日本の企業に入ったとしても、韓国人としてのあらゆる重みを背負って、人間として、きちっとやっていけるという。

「朝鮮研究」149号(1975年9月)に、高久男という高校生の手記「私は韓国人」が載っている。心打たれる告白である。「私は韓国人です。今迄、隠してきました。」「私は韓国人になりたくありませんでした。日本人になりすまそうとしました。」「私は差別恐ろしさに、韓国人であるということを隠しとおそうとしました。」「高君が、小・中・高校を通して、そうした姿勢に生きつづけ、そのために死ぬ程の苦しさを経験する。その

成長のプロセスの中で、一人の教師に助けられつつ、両親の担って来た歴史をまともにみつめるようになる。そして、民族の苦難に生きた両親を尊敬するようになる。「親の歴史を考えれば、両親の尊さがわかります。」高君は、遂に、本名を名乗る決意をする。それで、差別をもちにうけることにもなるだろうと、恐れもする。「でも、一つだけ、分ることは、嘘をつかないということです。今迄に私を支配していたといっている位の重荷が、なくなるのでないかと思います。」「今は、以前のように、民族を恥じたり、逃げたりしようという気はおこりません。」

わたしは、高君の告白の中に、人間の自由というものが、どんなものであるかを、知らせてくれる大切なものが、含まれていると思う。」「人間が自由に生きるとは、自己を担うことのできることでないでしょうか。この社会における差別がきびしいといつて、この社会の価値観に身を委ね、この社会の決めてくれる枠組の中で、日本人が強要した名前を自ら進んで名乗る同化の生活—多くの場合、それに気付かない程、同化は深化している。一に、自由はない。この枠組の中に自己を据える、偽わりの生活が、一見、自由にみえる。そこでは、波風が立たない。流れに乗った平穏な生活があるようである。しかし、それは自己が他者によって規定される生活である。それは、自由とは似て非なるものである。

わたしが、数年前、米国の中部の静かな町を旅行したとき、一人の白人を知り、忘れることのできないことばを聞いた。かれは、その町のある黒人を、随分はめそやした。「かれは黒人であっても、町の白人みんなから好かれている。というのは、かれは自分の場を知っていたからである。—Because he Knows his Place」これ程、差別に満ちたことばを聞いたことがない。黒人が、白人の決めてくれた場に、奴隷として息づいている限り、白人から嫌われることはないという。在日韓国人が日本名を名乗ることに、日本人は少しも不思議がらず、当然と考える。日本人の価値体系に生きてくれさえすれば、

好かれもしよう。しかし、一たび、競争の支配する局面にあれば、お前は違ふといつて、きびしい差別待遇をうける。そこに、どうして自由があるといえるだろうか。

わが同胞は、まず、この仕組みに気付かなくてはならない。特に、同化力の強い日本文化の価値体系の中で、自己から逃避して、そこに埋没すれば、人間性そのものを失うことになり、それは、不自由を意味する。それ故同胞たちの日本で生きる最初の課題は、自分が誰であるかの発見である。即ち、アイデンティティー(Identity)の確認作業である。一自己同一性、自己の主体と訳される、このことばは、本来、関係概念である。自己が、誰に関わっているかの発見において、自己を確認することである。それは、高君にみられるように、父祖の歩んだ歴史と生の現実を逃げないで、まともにみつめ、それを担うことである。自己を担うことのできる場所に自由がある。本名を名乗ることは、自己の主体によって生きる、自由への宣言を意味する。

聖書に、人間の生きることを教える二つの誠命がある。一つは、神を誠心誠意愛すること、二つには、隣人を愛することである。第一の誠命に関しては、別にゆずるとして、第二の誠命は、「自分を愛するように、あなたの隣り人を愛せよ。」となっている。この誠命の前段「自分を愛するように…」が、キリスト教倫理学で注目されている。いろんな解釈をもって、後段の「隣人を愛せよ。」につないでいる。「自分を愛するように…」とは自己をありのまま、うけとめることである。先に述べたように、自己を担う生のことである。自己に対する責任を担うことによって隣人との正しい関係が始まる。キエルケゴールは「正しく自己を愛することと、隣人を愛することは、本当は、同じことである。」といった。このことを心理学に即していえば、「もし、われわれが、自分自身を愛することも、自己に対して、正直であることが、できないならば、われわれは、他人を愛することも、他人に正直であることもできない。」人

間の出発点において、一番大切なことは、自己を正直にうけとめることであり、それが他者との関係を意味づけることになる。韓国人とは本人との関係も、この辺に出发点がありはしないだろうか。わたしは、韓国人に即して語ったが、日本人が自己を担う自由については、別の角度から、日本人自身が問うべきである。

在日韓国人が、こうして、自己のアイデンティティーを確認する、自由へのプロセスの中で、日本人との関係が正されてくるのではなかろうか。日本の社会の差別体制を糾弾す

ることに急な余り、自己を担う主体的自由を忘却しては、差別と闘えない。わたしのいうことを誤解しないでほしい。人間の自由は、現実的には、自由を抑圧している、歴史・社会的要因からの解放によって実現される。しかし、人間である徴は、その壁に立ち向う、主体的自由を恢復するところにある。自己を担い切る自由な人間としての目覚めが、同胞の中で、切に求められている。

(関東民闘連代表者
在日大韓基督教川崎教会牧師)

労働省・労研

糾弾交渉経過報告

労働省に顔が

むいたままの労研

—第7回労務行政研究所団交—

第7回目の労研との団交は、12月16日午後6時半から労研会議室でもたれた。

関東民闘連からは、李仁夏、佐藤勝巳の両代表をふくめ15名が出席。労研側は、猪股専務理事、中村編集長、羽田編集次長、矢田部編集部員の4名が出席した。

労研との団交も7回を数え、開始以来5ヶ月が経過した。交渉はそうした時間の経過をも考え、今までの交渉を整理しながら、労研が民族差別に対し、どの程度の理解を深め、かつどのような施策をとろうとするのかを話し合っていた。

■執筆者の出席を拒み続ける労研

この間の焦点のひとつとなっていた回答文執筆者の出席は、交渉の冒頭、猪股専務理事によって再度拒否するむねが表明された。猪股専務理事、中村編集長の話しによると執筆者は「自分の書いた回答文の誤りを十分認識すると同時に反省している」とし、「現在、同様な質問があった場合、とてもあのような回答は書けない」と恥じ入っているとのことであった。

第6回の団交以降中村編集長は、3回ほど執筆者と会い、各種の資料、交渉の経過内容を伝えたとし、民闘連の追及が間接的には及んでいるようではある。しかし、労研、執筆者ともに出席を拒否する正当かつ妥当性のある理由はなく、民闘連側は納得せずこの件に関しては留保するとの態度を表明した。

■問題の深刻性を認識しない労研

労研は自から行為を不当なものとして認めながらも、その行為が及ぼすところの問題の

認識に欠け、「おわびと訂正」を掲載することで(資料参照)事たれりとした姿勢に終始している。こうした労研の姿勢に対して抗議団が追及するやいなや労研は、「ことたりるとは思わないが、具体的にどうするのかと言われると苦慮する」という不誠実極まりのない対応を示した。

さらにまた、例え、就職差別の特集を組むにしても、さまざまな差別が存在するので、在日朝鮮人に対する差別のみを取り扱うことはできないとし、労政時報の編集方針が採用後の労働問題を扱うものであったので、採用段階の諸問題について勉強すると共に受けとめて行きたいとした。

こうした労研の答弁に対し、抗議団は「他の差別問題の諸々がわからないので、在日朝鮮人問題のみをとりあげられないとするのは自己弁解を合理化するものの何ものでもない」と指摘した。

さらに、労働省は行政指導方針として、採用は能力と適性を主として行えと企業の採用担当者を教育している、にもかかわらず差別が存在し続けている、つまり、能力と適性の問題のみで企業の就職差別の不当性を説得することはできない、とすれば、労研が掲載しようとしている「おわびと訂正」の内容は、「採用は能力と適性で行え」ということのみであって、この文書を持って企業を説得できるとは考えられない。こうした現実をふまえるならば、在日朝鮮人の就職差別の実態にふれるものでなければならぬ筈であると追及した。

労研の責任は感じる、しかし、どうとればよいかわからない、むずかしい、苦慮しているという言葉は、激しい憤りを通り越し、底知れぬむなしさを感じざるを得ない。

2時間半の団交の結果、①労研が掲載しようとする「おわびと訂正」は、労研がなそうとする何等有効な責任のとりかたであるとは見ない。②労研は引き起した問題を、実在するすざましくも深刻な現実と照らし合せ、認識を改めよ、われわれとの認識に大きな落差

がある。③具体的な責任のとり方を明示せよ。④5ヶ月にわたる交渉の総括文を次回までに提出せよ、と要求し確認して交渉を終えた。

〔資料〕

本誌第2256号掲載の「外国人であることを理由に採用拒否することは違法か」の問答についての おわびと訂正

〔財〕労務行政研究所

本誌では先に、第2256号(昭和50年2月14日発行)の本欄で、標記の相談問答を掲載いたしました。これに対し去る7月下旬、民族差別と関る関東連絡協議会(代表者・李仁夏、佐藤勝巳両氏)から、「この回答は理論構成に誤りがある。在日朝鮮人・韓国人に対する就職差別を是認し、さらにこれを拡大再生産するものである。」むねの抗議がありました。

当研究所において、同回答内容を再検討いたしました結果、採用後の思想・信条による解雇に相当する事案である三菱樹脂事件に対する最高裁判決を十分検討しないで、採用時の国籍による差別問題にあてはめたこと、国籍を理由に採用拒否しても一般的に民法第90条(公序良俗)に違反しないと判断したこと、また、合理的な採用選考のあり方について職業安定法からの検討が行なわれていなかったこと等の誤りをおかしていました。

このため、結論において、一般的に国籍を理由として採用拒否しても違法性はないとしたことは、誤りでありました。

周知のとおり、職業安定法は、憲法第14条の規定を受けて、就職の場における均等待遇を次のように規定しています。

すなわち、職業安定法第3条は、「何人も人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱いを受けることがない。(以下略)」と規定しています。

もとより、この規定は、職業紹介、職業指導等を行う職業安定機関に対して、同条に列挙してある国籍等を理由として差別的取扱をしてはならないと規定しているものと解され、一般民間企業に対して直接的に適用されるものではありません。

しかしながら、民間企業における採用選考について、一般に、人種・国籍を基準とすることは合理的とは考えられず、このような視点に立って行政指導を行なっているところがあります。

したがって、民間企業においても、労働者の雇い入れに当たっては、職業安定法第3条の精神、並びに行政指導の線に沿って公正な採用を行なうことが合理的であり、かつ、望ましい採用のあり方だと思われます。

このような視点に立つとき、外国人である

が故に採用を拒否することは、絶対に行うべきでないといえましょう。しかしながら、現実を見ますと、昨49年6月の横浜地裁判決（日立製作所事件）でも指摘されているように、わが国企業とくに大企業において在日朝鮮人・韓国人に対する就職差別がなお存在することは事実であり、それは単に国籍という応募者の属性の相違のみによって差別されているものと判断されます。このような、労働能力と関係のない事由で差別を行なうことによって、多くの在日朝鮮人・韓国人が不安定な生活におかれている事実を考えると、また、今日までの日本と朝鮮との間の歴史的、社会的背景を考えると、在日朝鮮人・韓国人に対して、国籍を理由として差別することは、厳に慎むべきことと考えます。

〔スライド紹介〕

民族差別との闘い—日立就職差別糾弾—

■日本語版スライド

日立闘争が在日韓国・朝鮮人の解放運動の中で残した教訓は、今後の民族差別闘争への大きな示唆を与えただけでなく、具体的な方向性としての「民闘連」を生み出してきました。

スライドは三年半にわたる“囲む会”の運動を劇的に集約したもので、民闘連の企画・製作（協力—RAIK, AVACO）です。すでに、仙台・兵庫・関東の各地の運動体で上映されています。また、高校・大学の文化祭でも上映されて、感動と運動への意欲をうながすものと好評をかくしています。

所要時間は約25分、音入りの本格派。

■英語版スライド

このほど、日本語版の完成に引き続き英語版も完成しました。囲む会の運動がWCC（世界教会協議会）の援助によって維持され、日立就職差別問題が広く世界に紹介されましたが、さらに広くこの闘争を紹介しようと英語版を製作しました。

在日韓国人の歴史形成と民族差別の現実を欧米人にもわかりやすく編集したものです。また、教会の社会参与と言う観点からも編集されています。

所要時間は約18分、音入りの本格派。

スライドの貸出しを希望するグループは、RAIKまで問い合せて下さい。

1週間単位の貸出し期限で、週千円の貸出料が必要です。

「少年アクション」の 差別用語使用 糾弾

神奈川県立川崎高校
朝鮮問題研究会

双葉社発行の「少年アクション」第3号の
“あこがれの職業につく方法、あなたもプロ
カメラマンになれる”の欄に「バカでもチョ
ンでも写せるいわゆるバカチョンカメラ」と
いう文が載っていた。我々は、この文章に強
い怒りを覚え、差別文章として、双葉社に対
し強い抗議を行なおうと確認しあった。

先ず、9月30日に下記のような公開質問
状を送り、回答を得た。

Q：双葉社はどのようなイメージを持って、
「バカでもチョンでも云々」の文章を掲載
したのか。

A：これは『バカチョン…』という言葉の説
明するつもりで使ったもので、既に一般的
に使用されているという見解の上になっ
てあえてこの表現をした。しかし、その後の
調査に依ると「チョン」は「朝鮮人」の蔑
称であることがわかり、非常に安易すぎた
表現だったとの意見を得た。

以後このような表現をしないように充分な
注意を払いたい。

Q：この文章を読んで読者はどのようなイメ
ージを持つと思うか。

A：前述の如く一般的な言葉だろうという見
解で使用したものの、これによって頻る
感情を害した人々もいるだろうと予測され
る。それらの人々に対しては心から反省の
意を表したい。

なお、このような弊誌のミスに対して注
意を喚起してくれた貴会の恩情に謝意を呈
すると同時に、今後の弊誌に対する留意と
注意をお願いしたい。

回答を読んでわかるように、これはほとん
ど答えになっていない。「後の調査で『チョ
ン』が『朝鮮人』の蔑称であるとわかった」

と言っているが、全国に発売する少年誌にお
いて、書いた人自身調べなければわからない
言葉載せること自体おかしいし、それを読
んだ子どもたちの中に、知らないうちに朝鮮
人に対する差別意識を作りあげているとい
うことを認識しなければならない。

そして、11月5日に第2回公開質問状を送
付した。回答は12月23日現在届いていない。
第2回公開質問状の内容

- 一般的に使用されているという見解だった
が、どういう意味で一般的に使用されてい
ると考えたのか。
- 後の調査でチョンが朝鮮人を指すとわかっ
たというが、何故意味の不明の言葉を使用
したのか。
- 実際に感情を害された人々に対し、どう対
処していくのか。
- この言葉を載せたことによって、この言葉
の意味を何ら知らない人々（子どもたち）
が、無意識・無自覚にこの言葉を使うとい
うことに対してどう対処していくのか。
- 以後充分気をつけるとあるが、現在、何も
具体的な行為をしていない。今後具体的に
どんな方法で反省の意を表するのか。

現在に至る双葉社の態度は、はなはだ怠慢
である。

そこで、12月16日、我々は双葉社に対し抗
議の電話をいれた。応対にでた大沢氏の言う
ことには、「今、関係者が不在なので回答し
かねる。あの記事は外注によるもので少年
アクション編集部で書いたものでない。年内
に回答するよう担当者にさいそくする」との
応答を得、関係者がいないのでは話になら
ないので電話を打ち切った。

その後、我々は、回答が来ない場合、来年
早々にも抗議の行動を起こそうと確認した。

我々は、差別文章を載せた双葉社の糾弾に
とどまらず、広く社会に根強い差別を、ひと
つひとつ消していこうとするもので、この問
題は我々のワンステップに他ならない。

我々の、皆さんの、身近にある差別、ほん
の小さいことでも、ひとつずつ、この社会か
ら消していこうではないか。

在日韓国人の 地域実践活動報告

桜本学園での 今日このごろ

崔 勝 久

桜本保育園での民族保育と同胞青年による地域子供会活動の延長として、昨年の4月から地域のこどもを集めて塾形式の桜本学園（週2日）を、ここ川崎の桜本ではじめたのですが、私たちは想像をはるかに越えたさまざまな問題にぶちあたるようになりました。

1月現在、24名の教師く同胞青年16名日本人青年8名、週2日とも関っている者

14名）が、65名のこどもたち（同胞子弟40名、日本のこども25名）を相手にとってくみあいをやっているのですが、私自身を含め、教師がこの間共通の認識をもつに至っていることは、教師の思想以前に教師自身の情熱と生きる姿勢が何よりも問われているということでもあります。乏しい知識をこまぎれにして権威主義的に押し売りするだけでは、子供たちとのこまやかな人間関係・信頼関係は決して生まれてこないということを、私たちはイヤという程思い知らされています。

そのことの一番いい例は、中学3年生の集団逃亡でありました。昨年の12月25日～31日まで、7名の3年生を連れて受験用の“合宿”に行きました。数学の自主教材を作り、ほぼマンツーマンで勉強したのですが、 $\frac{1}{8} + \frac{1}{2} = \frac{2}{5}$ とするような、またGirlやSayの意味もわからない子供たちを前にして、一体何をどのように教えればいいのか、途方にくれるばかりでありました。中学生といっても、体は大学生と同じ位大きく、寒い中で裸で走り回り、自家発電の飛ばしあいをする程精力に満ちあふれ、腕相撲でもこちらが勝てないような子達。日本名でお互いを呼びあい、オレは日本人になるんだと、民族のことをはなしたくてウズウズしている青年を



桜本学園 中3 真鶴での受験勉強合宿
休みのひとこま

横目で見ながら嘘ぶく彼ら。あの位基礎的なことがわからなくて毎日学校に通い、教師の前に座らされてきた彼らは、どれ程の苦痛に耐えてきたのでしょうか。

しかしながらこちらが熱心に教えようとする程、彼らは権威主義的に抑圧し続けてきた学校の教師とかかわらぬものを見たのかもしれない。家庭の中であって、両親が働いたり、片親がいなかったりでまともな会話すらほとんどない彼らが心の底で求めているのは、はたして受験に役立つ無味乾燥な知識であったのでしょうか、それとも信頼でき勉強も教えてくれる兄貴であったのでしょうか？

予定した1週間を1日残し彼らは集団逃亡しました。もちろん、彼らの問題点はいくつでも指摘できます。しかし私は、本当の問題は私たちにあったのだと思います。教育とは教育しようとする者が実は教育されているのであり、知識でなく信頼が媒介となっていかなければならないということをなんとなく、そんなものかと思うに至る今日この頃です。

逃亡した5名をさがし回り、夜になって川崎の彼らの家に行ってみると、彼は照れくさそうに御飯を食べながらこちらに顔を向けました。怒りと安心感で私の方も、照れくさそうな顔をして彼の顔を見たのかもわかりません。もう勉強なんかイヤだ、塾なんかイヤだと言うものと思っていたのに以外と、勉強はおもしろいことはおもしろかった、塾は絶対にやめないと言い放ったのには、面くらうやらうれしいような気持でした。

2月の末の入試まで、今連日特訓の勉強をやっています。入試に直接役立たなくても、高校に入って苦勞することのないように基礎的なものと焦る毎日ですが、そういう気持を知ってか知らぬか、あいかわらず無邪気な顔で冗談を飛ばしあう中学生たち。こちらとの距離が近まったと感じるようになって、こと民族のことになると身構え、絶対聞くのはイヤだとばかりの顔つきをする彼ら。そんな逃げの姿勢でどうするのだ、とどなりつけたくなるとき、まだだめだ、もう少し待とう

芽ばえてくるものを待とうと自制するのですが、一体入試というものがなくなったら、子供たちと私たちとでつながっているものがあるのだろうか、という不安がつきまといます。

逃げて通ることのできない高校入試のための勉強はしながらも、もっと逃げて通ることのできない民族に生きるということを共に、肩を張らずはなしあえるような関係にまでどうすれば高めていくことができるのでしょうか？ ワルにもなりきれず、小市民的な生活にあこがれを抱く彼等の生活の背後には、間違いなく、朝鮮人であることの重しがあるのしかかっているのに……。

しかしよく考えてみると、私たちは彼らに何を教えようとしているのでしょうか？ 現実から逃げるのではなく、民族の置かれた現実をまともに受けとめて、その苦難を担っていこうではないか……この言葉は観念なのでしょうか、実態あるものなのでしょうか？ 私はこのごろ、学園の子供たちだけではなく学園の教師たち、多くの犠牲を払い地域に没頭しようとしている青年たちのことを想います。学校へも行かず、こんなことをして何年か経ったら子供たちは何かをつかむかも知れないが、オレの将来はどうなるのかという不安にかられると告白する青年。商売をするから家に帰ってほしいという親の願いを振り切って地域に住む青年。

そのような不安は大学卒業を目の前にした青年にとっては更に深刻なものでありましょう。そしてそのことは基本的には、日本人・韓国人であることを問わない問題でありましょう。私は最近、生きるということはどういうことなのかと自問せざるをえないのです。食うこと着ることを思いわずらわず、まず神の国と神の義を求めようと言いついでのことばは逆説的で挑戦的で、私の心を打ちます。しかしそんなことがはたして可能なのでしょうか？

学園で模索していることは、地域の子どもをどのように教育すればいいのかということではなく、自分自身はどのように生きるのか

ということではないのかと思う、今日このごろです。この歩みがひとり韓国人だけの解放に向けられたものではなく、日本人にとっても人間らしく生きることを追い求めるものであると、未だ見えない確かな可能性に思いを寄せる毎日であります。

第四回

「生野区民クリスマス」

開催される

大阪市生野区民クリスマスが去る12月13日(土)午後1時より大阪市立北鶴橋小学校講堂に於いて区域の児童約一千名を集め挙行されました。

この試みは、種々雑多な問題を抱える生野区にあって、青少年の健全な育成という非常に深刻な課題を切開していく一助として「区民クリスマス実行委員会」(在日大韓基督教会館、在日本関西韓国YMCA、在日大韓基督教大阪教会を中心とする生野区教会協議会)が1972年、大阪市立中川小学校で第一回区民クリスマスを開催したのを皮切りに、以後大阪市立田島小学校、同御幸森小学校と区内の小学校を巡回しねがら、回を重ねるに従いその内容も充実し、各方面からの協力援助は勿論の事、反響と期待も年毎に、その輪を広げてきたものでした。

今般の第四回区民クリスマスも、バンド演奏、建国高等学校舞踊部による韓国舞踊披露大阪YMCAマジッククラブによるマジックショー等、一堂に集まった児童たちの大きな拍手の中で盛大にプログラムが消化されていきました。

周知の通り、大阪市生野区には7万人の在日韓国人が居住し、住民の四分の一を占める程の在日韓国人密集区です。特に「朝鮮市場」「猪飼野」という名は広く知られているものでしょう。しかしそれだけに、日本に暮らす

韓国人の問題が集約的に表現されている地域であるとも言えます。日本社会に渦巻く、韓国人蔑視と差別の構造は、外国人子弟への児童手当供与、公営住宅への入居を排除するという等社会保障行政の立ち遅れを浮き掘りにさせていますし、又、保育所から始まる教育機関への入園・入学の制限、或いは排除は、教育の機会均等を踏みにじるばかりでなく、仕事を持つ多くの父母にとって、計り知れない負担になっています。

この様に、生野地域に於ける環境改善の必要と、とりわけ在日韓国人の諸権利の獲得が叫ばれている訳ですが、一方、この抜きさし難い現実の中にあって、次代を担う青少年の育成をどのように考えていくのが表裏一体の問題として提起されているのです。

在日韓国人の諸権利の獲得は、現実の生活の中からその動機と原動力が生まれるのですが、出発から獲得のプロセスに一貫性を与え保障していくものは、韓国人としての民族主体であるわけです。ですから、生野地区の中でも在日韓国人子弟の育成は、同時に「民族教育」の保障を意味しています。

民族主体の形成を目ざす「民族教育」の問題を生野地区の現実具体化しようとするれば日本人学校に通う韓国人子弟の在り方が、最も重要な問題であると言わざるを得ません。そして、それに対する取り組みは、大阪市内の四つの小学校で「民族学級」という形で運営され、一つのパターンを以後の参考として造り上げているわけですが、大阪市立御幸森小学校などでは、在籍児童の50%以上が在日韓国人子弟であることを考えると、今後の課題は、まだまだ山積みされているのです。

今回の区民クリスマスでは、大阪市立北鶴橋小学校の民族学級児童に依る母国語による合唱も行なわれ、韓国人、日本人児童の混在する中でも、お互いの立場を認めあい、韓日の交流の場としても機能することができました。

しかし、複雑な問題を抱える状況にあって区民クリスマスを行なう上での問題も多々、

残されています。

まず第一に、区民クリスマスを準備し開催していく過程の中で、住民サイドからの積極的参加がなかったという事を上げるべきでしょう。その事は、このような試みを、これから生野地域の中に定着させ、発展させていく上で、どうしても解消しなくてはならない問題としてあります。

第二に、実は根本的な問題なのですが、4年間の実績を踏まえ、この区民クリスマスをどのような指針をもって発展させていくのかを改めて考えるべきだという反省があるということです。目の前に積まれた問題は簡単に割り切れないものが多さんあるのですが、是非

とも明確にしなくてはならない基本的な態度が問われています。

生野地区の地域性は、地域社会への参加が非常に難しい複雑な要素を数多く含んでいます。ですから、区民クリスマスという試みも、思考錯誤の中で生まれ、それを繰り返している現実ですが、この様な努力を通して、青少年の育成に微力ながら参加し、地域社会の向上、発展に貢献できればと考えます。区民クリスマスを、これからも継続し、より良い在り方を模索していく必要があるでしょう。

(K・S)



生野区民クリスマスに集った子どもたち

〔読者投稿〕

お返し？

朴 聖 圭

(バク・ソンギョ)

川端康成がノーベル文学賞を受賞したときに、その翻訳者として一躍名を頭らかにしたE・サイデンステッカーが日本政府から勲三等を受けたことへの随想を「勲章私観」という題で書いている（朝日新聞11月4日付文化欄）。川端にも勲章にもさして深い興味をもたない者としては「どうぞご随意に」という他ないものであったが、この短い文中にどうしても引っかかって見過せないものを感じた。

というのはその受勲について「日本政府がお返しなどまったく考えていないはずだ」という彼の友人の言葉を的を射たものと指摘しつつ、「お返し」を期待した事柄があまりにも多い今の世の中でまことに心の温まるものと述べたのち、「例えばわれわれ日本に来る外人は出入国管理法の規則でよく苦勞することがあるのだけれども、考えてみればこれもアメリカ移民局の措置に対するお返し」としている箇所である。

この部分は全体の文意からすれば本筋とはほとんど絡むものではなく、むしろ軽い気持ちのたとえ話であって、いわば他におきかえのできるものだろうとも思われる。その意味で、あえてこれをとにかくいうのは枝葉末節をつつくような感がなきにしもあらずではあるが“出入国管理法”（以下入管令）と必然的に関りをもたざるをえない境遇の者としてやはり一言しないわけにはいかない。

まず入管令が「日本に来る外国人」にのみあてはめられるものとしてとらえられているのではないかという危惧である。もちろん彼

は「のみ」という言い方はしていないけれども、在日外国人の圧倒的多数は在日朝鮮人であり、当然の結果として在日朝鮮人こそ最も多く入管令の適用の対象になっているという事実を忘れているか、もしくは気がついていないのではないかと思われるのである。彼が「われわれ日本に来る外人」というとき、“われわれ”とは欧米人であり白人であろう。その外人観はまさに日本における外人観そのものである。その“外人”とは多くの場合観光のために、あるいは商用で、留学でというように必ず何らかの目的をもって「日本に来る人々」である。この日本に来る目的が日本での「在留資格」になるのであって、これをもたない者は日本に上陸することができない。それゆえ彼らが「入管令で苦勞する」内容とは、主として入国条件にあると思われる。

けれども在日朝鮮人の大部分を占める「二世」以降の人々は「日本に来た」わけではなくて「日本で生まれた」のであり、そこに何らかの目的があったわけではない。気がついてみたら自分は朝鮮人であり、外人であったというにすぎない程度のものなのである。外人であるが故に顔写真を貼り付け指紋をとられて、常時携帯と三年毎の更新を義務づけられている「外国人登録証」の「在留資格」欄には斜線が引いてあるというのが在日朝鮮人の在り様である。

退去強制（＝追放）をも含めた“管理”の対象として確実に把握されているにもかかわらず、積極的に生きる姿としては外人としてとらえられない不合理をいま一度見直す必要がある。その象徴的なでき事が北九州の崔昌華牧師がNHKを相手に提起した、本名を「チョエ・チャンホァ」と正しく呼ぶようにといういわゆる「一円訴訟」だといえよう。在日朝鮮人を正當に外人としてみる眼があったならこのような訴訟は起るはずもなかったのではあるまいか。

しかし一方で、在日朝鮮人がサイデンステッカーいうところの「われわれ日本に来る外人」とはそもそも成り立ちからして異なると

いう点も見落してはならない。それは「在留資格」欄の斜線が何よりも明確に示すように何らかの目的があってあえて「外人になった」のではなくて、全く自分の意思とは関りのないところで、あらかじめ与えられたものとして「外人であった」ということである。その意味でサイドステッカーが入管令を「アメリカ移民局の措置にたいするお返しとして」とらえているのには疑義をはさまざるをえない。彼のような場合の人にはそれでよいかもしれない。けれども確実に入管令の範囲内にある在日朝鮮人にとっては一体何に対する「お返し」だということか。周知の如く在日朝鮮人は日本の朝鮮植民地支配の所産として、「在日」しているのであって、その責はむしろ強制連行・徴兵・徴用等を行った日本にあるというべきである。自らの行いの結果生成したものに対する「お返し」として入管令による規制があり、その極みに退去強制（＝追放）があるのだとすれば、まるで踏んだり蹴ったりではないか。

たとえば申京煥（シン・キョンファン）という青年の場合、少年時代に罪を犯したということで「退去強制令書」が発付され、その取消しを求める裁判がいま行なわれているわけであるが、少年への罰としては十分すぎるほどの刑を受けた彼を追放するとは何に対する「お返し」なのか。学校では「チョーセン」とはやしたてられる形でしか自からの民族を知らされず、一人就職口のないまま高校を卒業するしかなかった少年が犯した罪に、二重の制裁を加えることによって親兄弟を隔絶させ、日本での生活権を奪われようとしているのだ。

在日朝鮮人を「外人」の視野の中に組み込むこと、同時に在日朝鮮人がその歴史的な背景からして、欧米人を念頭においたような「外人」とは異なる質をもつものとしてとらえることを怠ったまま入管令をひきあいに出したサイドステッカーの文章はあまりにも無邪気であり不用意なものといわざるをえない。まして「やむをえない」とは理解がよすぎるし、素直には首を肯しかねるものである。

しかしこのような発想は一人彼のみにとどまるのだろうか。

（兵庫民闘連）

民族差別と闘う

各地の運動から

東 北

民族差別と

闘う教育実践

「申入書」

未だ記憶に生々しい貴高校生と朝鮮高校生の暴行衝突事件から早くも一年を迎えています。昨年私たちは、事件に加わった貴高校生の決して少なくない一部に、朝鮮人に対する差別意識、偏見のあるのを知り、その克服の為に目的意識的な教育的実践が必要との観点から、貴校に対して二度にわたって申し入れ、会見を行ってまいりました。しかるに貴校の私たちの回答に対してあらわれた。その教育的姿勢は極めて問題性に富み、あまつさえ、貴高校生の差別意識と寸分も違わぬ偏見を露呈し、しかもそれを自覚できないという有様でした。

ちょうど一年目を迎えるに当たって、私たちの考えを整理し、又、貴校の対応と回答を集

約し直して、両者のいわば確認事項として残された点を再確認したいと考え、申し入れを行う次第です。

昨年の私たちの申し入れの主旨は、次の諸点に要約できるものでした。

1. 暴行に加かった貴高校生の多くが、朝鮮人への偏見を有している。
2. その他の貴高校生においても、広く一般に、朝鮮人を「朝公」という蔑称で呼びながらしている他、朝鮮人は治外法権であるとの誤まった認識を有しており、又、朝鮮人は何をするかわからない、恐しい等々の偏見も一般的である。
3. 暴行事件が朝鮮人に対する偏見の意識で支えられていることは否定しがたい事実である。（相手が「朝鮮人である」ということによって事件への動員が行なわれ、又、「武器」が用意されている。）
4. 朝鮮人に対する全般的な差別と偏見の意識を背景とし、それが暴行主体においては直接的な敵対意識にまでたかめられ、そして、その暴行が誤まった偏見によって合理化されているという構造は、関東大震災の時に起った千余名に及ぶ朝鮮人大虐殺と同質のものである。
5. 従って、この事件の本当の解決の道は、日本社会に深く根づいている民族差別、偏見の克服、その根本的解決をはかる以外にありえない。単なる「再発防止」のための技術的措置や個人的制裁とみせしめとしてある「処分」という方法は、問題の本質を陰翳こそすれ、何らの解決にならないばかりか、とりわけ「処分」は絶対に避けなければならない。
6. 朝鮮人に対する民族差別、偏見を根本的に克服してゆく為に、又、少なくともかかる暴行事件を二度と再び起きないためにも教師のとるべき責任と役割は極めて重要である。

朝鮮人に対する差別、偏見は、普遍的な社会意識として定着しているために、その克服はもとより目的意識的な作業とならざるを得ない。その中で、人格形成に極めて

重要な位置を占めている教育の場における克服のための取り組みの有る無しはいうまでもなく重要である。

7. しかるに、一般的に、多くの教師は、在日朝鮮人の歴史や民族差別の現実を直視しようとせず目をおおっているのが現実であり、そのことが生徒をして在日朝鮮人理解をさまたげ、様々の偏見を育てているといえる。又、朝鮮人の民族教育が不当に圧迫されているために、貴校も含めた日本人学校に、多くの朝鮮人子弟が入学を余儀なくされているが、彼ら朝鮮人子弟が直面している就職差別、進学差別その他ありとあらゆる差別的現実、教師が真正面から向き合うことができていないために、多くの朝鮮人子弟をして、民族的自覚をさまたげ、朝鮮人であることを卑下する結果を生みだしていることも又、日本人生徒の理解をさまたげ、偏見を固める要因ともなっている。
8. まず求められているのは、教師自身の主体的な取り組みであり、その姿勢と立場である。日本は朝鮮に対してどのような歴史的関りをしてきたのか、現状はどうか、民族差別とは何か、それは朝鮮人に何をもたらすのか等々を認識することは最低限必要なことである。教科書の朝鮮に関する記述の点検や、正しい朝鮮（史）の研究はその実践の第一歩なるでしょう。

かかる教師全体の計画的な学習と研究の上ではじめて、日本人生徒の差別、偏見の克服・朝鮮人生徒の民族的自覚、進路保障の為の教育的実践が可能となる。

9. 以上の教育的プランをふまえて、早急に実現されなくてはならない事は、
 - (1) クラス単位でのロングホームルーム等による生徒との討論
 - (2) 教科書点検と学習指導の体制づくり
 - (3) 朝鮮人子弟の在学状況の把握と教育的配慮
 - (4) 朝鮮高校との積極的かつ実質的な交流の実現。

私たちの申し入れに対する貴校の回答は、

2. 3等の了解を除いては、私たちの言う「根本的解決のための方策」とはほど遠いものであり、貴校の認識がいかに表層的なものであるかを明らかにするものでした。

以下私たちが了解している貴校の「回答」の内容を再確認の意味で列挙してみたいと思います。

1. 事件そのものはすでに解決している。
 - (1) 朝鮮高校側と生徒代表双方が話し合っ
て、今後このような事件を起こさないよ
うにすると確認している。
 - (2) 全生徒を一同に集め、嚴重に注意した。
 - (3) 再発防止のため、クラス担任の口から
「こちらから手を出すな、やられても相
手になるな、相手の顔をよく覚えること」
と指導し、「加害者」を写真確認するよ
うにした。
2. 関東大震災時における朝鮮人虐殺は、日
本史の汚点である。日本人はデマにおどら
され易く、付和雷同の性格があり、こうし
た点は日本人の最大の性格である。
3. 育英は生徒が多く、一部の生徒がこの様
な事件を起してしまった。育英生の間に朝
鮮人への偏見があることは事実である。し
かも理性的に考えて行動する生徒が少いた
めに、それを克服するのは非常にむずかし
い。
4. 教師の中でも、特に若い先生方の中には
関東大震災時の朝鮮人虐殺の事実すら知ら
ない人がいる。
5. 実は私たちもどの様にしたらいいのかわ
からないので、何か良い方策はないものか
あったら教えて欲しいものだ。
6. 朝鮮高校の生徒指導部の先生が「私たち
の方が悪かった」と言ってくれたのは感動
的だった。
7. 朝鮮高校との交流は非常にやりにくい。
仙台の「鬼ヶ島」のようなところにあるか
ら。
8. 在日朝鮮人子弟の教育に差別はしていな
い。日本人と同様にしている。今後、区別
の必要があることを認め、教育的な特別な

配慮が考えられる。

9. その他、私たちの間に答える形で

- (1) ホームルームでの討論や、担任からそ
の反応を聴取することなどは、まだやっ
ていない。
- (2) 処分で解決できるとは思わない。
- (3) 朝鮮高校の方はよく生徒指導の担当が
変わり、これまで連絡がとれにくかった。

以上の諸点に要約できる貴校の回答の内容
に対して、私たちは大きな疑問をいだざる
をえず、その事は会見の席上においても、又
文書としては昨年最後の封書で、すでに明ら
かにしてきました。たとえば、「処分」で解
決できるとは思わないと言いながら、多くの
生徒が処分されていたり、又、生徒の偏見の
存在を認め、その克服の道を求めているとい
いながら、実際には「やられても手を出すな
顔を覚える」と、刑事犯取締り策の方法です
ましてしまうということなどは、貴校の認識
のなさを物語っているばかりか、問題が問題
であるだけにかえて偏見と敵対感情を固定
化してしまうといわなくてはなりません。

こうした貴校の姿勢は、基本的には朝鮮人
への偏見や民族差別の意識が、日本社会の深
部に根を下した普遍的な社会意識であるとい
うことを認めていない結果であると思います。
一体どうして育英生の間に偏見や差別用語が
満ち満ちているのか、暴行への誘いをことわ
り、又事件への発展を事前に解決しようとし
る生徒自身の自主的行動がなぜ起ってこない
のか、等々、もっともっと本質的に考え直さ
なければならないにもかかわらず、いとも簡
単に「結着」を語り、結局、技術的な対策以
上のものとならず、又、朝鮮高校側も反省し
ているという点が強調された上で、「写真確
認」が語られることによって、全体的には
「再発防止」にすらなっていない、といった
結果に終わっているからです。

又、昨年最後の文書で指摘しましたように
私たちと会見に応じられた先生方（貴校を代
表して発言しています）が、いずれも、自分
自身は朝鮮人への偏見や差別から自由である。

と思いこんでいられるのは为什么呢。
端的には、朝鮮高校との交流がこれまでほとんどない状態で、又、育英高校の側から招待したことがなかったことの理由の中で、「鬼ヶ島」なる表現がまったく無自覚に使用されていることにあらわれています。

私たちが、民族差別を問題にしその克服を模索する際、大きな壁として立ちあらわれるのが、この無自覚という形での差別、偏見のあり方です。おそらく（というのは、私たちの提起に対してその後一年を経ているにもかかわらず、何らの「弁明」も行なわれていないから）「はなれ小島」という意味あいを表現しなかったのだらうと推測できますが、しかし、「言葉」はその個有の客観的意味を無視することはできませんし、ましてこの場合は意味が意味だけに、この言葉を使用したことの無自覚さは、徹底的に反省されなければなりません。

いずれにしても、あれから一年を経るに当たって、貴校が私たちに表明し、又討論し合ったことをふまえて、いかなる教育的な配慮を行ない、又どのような成果をあげているのかを確認したいと考え、この申し入れを行なうことになりました。以下の点について、どのような姿勢で、どのように実践され、又現在の問題点はいかなるものかを卒直にうかがいたいと思うのです。

1. ホームルームあるいは関連授業における朝鮮問題の学習指導は
2. 朝鮮高校との積極的交流は
3. 在校している朝鮮人子弟に対する民族教育、進路保障の体制は
4. 教師自身の「教育」——認識の深化は

これらの点について、まず文書の形でお答えねがえれば幸いです。その上で後日、日を改めて卒直に意見を交換できる場を設定されますようお願いいたします。とりあえず、手短でもご返事をお願いいたします。

1975. 9. 19

学校法人

仙台育英学園高等学校 殿

宮城朝鮮研究会

関 東

民族差別を克服しよう —在日朝鮮人の就職 進学問題を考える集い—

12月7日「在日朝鮮人の就職・進学問題を考える集い」が、関東民闘連（代表者、李仁夏・イ・インハ、佐藤勝巳）の主催で在日大韓基督教川崎教会で開かれた。

この日、主催者の呼びかけで集ったのは地域のアボジ、オモニや東京・神奈川の高校の教師ら約120名で、差別を克服する上で在日韓国人としてどのように生きるのか、日本人としてどのように関わるのかを講師として招いた阪神進路保障協議会の中谷豊・小田光康両教諭（兵庫県立尼崎工業高校）の実践講演と、関東民闘連の両代表者の挨拶を通して考えていった。

■就職差別闘争を

地域のアボジ・オモニの手で

集会は、朴鐘碩氏（川崎在日同胞の人権を守る会）と高浪徹夫氏（神奈川朝鮮問題研究会）の司会で始められ、関東民闘連の両代表者の挨拶の後、在日韓国人問題研究所（RAIK）の裴重度氏より、統計に表わされた在日韓国人の教育や就職等の生活実態や、現在関東で大きな問題となっている労働省・労務行政研究所の就職差別問題と、それに対する関東民闘連のとりくみが報告された。

このことは、この集会の大きな柱となっている。それは、労働省・労研を糾弾するにあたり、もう一步のところで最後まで労働省・

労研を追いつめられないのは、差別されることによって人間性を破壊されている当人である地域のアボジ・オモニや在日韓国人青年の生の声が糾弾の段階で充分反映されていないという認識と、就職差別闘争は基本的に地域のアボジ・オモニや青年たちとともに担われなければならないという認識があったからである。

講演に立った中谷・小田両教諭は尼工における朝文研活動を通して在日朝鮮人・韓国人生徒の生き方を紹介する中で、日本の学校に在籍する在日朝鮮人・韓国人生徒の教育のあり方について問題を提起した。

中谷先生は、特に日本人教師としての立場を明らかにしながらも、教師と生徒が一体になって差別企業を糾弾していく取り組み、またともすれば差別社会に負けてしまう在日朝鮮人・韓国人生徒がどのような葛藤の中で差別に立ち向うようになっていくかの過程が報告された。

小田先生は、アボジと子供あるいはオモニと子供が、いっしょになって差別企業に向っている様子、親子がどのように励ましあって差別社会を生きているかということが報告された。(両教諭の講演は民闘連ニュース第7号より、教育実践報告の頁に連載)

■ 民族教育を今後の課題として

中谷・小田両教諭の提起した問題は、集会の参加者に大きな感銘を与えた。それは、尼工における取り組みもさることながら、あらためて在日韓国人の現実に圧倒されたようでもあった。この集会の主催団体でもあり、川崎の地域にあって「桜本学園」を通して同胞子弟の問題と取り組んでいる「川崎在日同胞の人権を守る会」の朴世一氏は、最後の挨拶の中で「日本人の提起した就職差別の問題をいかに自分たちの民族的課題として、主体性を回復していく作業とするか」という応答がなされた。また同じく主催団体である「神奈川朝問研」の山田氏は「今までの地域の取り組みの中で、日本人であることから、在日朝

鮮人・韓国人に問題を投げ返していくことをしてこなかった事を反省させられた。」という応答がなされた。

最後の全体討論では、主に高校の教師から質問が出されたが、関東における日本人教師による取り組みの遅れを、今後どのようにしていくのかが浮き彫りにされた。

中 部

長期化した

愛知県立大学入学差別問題

愛知県立大学入学差別糾弾闘争は、朴君を囲む会名古屋連絡会、市民の会をはじめ愛知県大の学生で組織された、学則58条を生かす会の努力にもかかわらず、県大側の終始一貫した無責任な対応によって、大きな進展もないまま越年してしまった。このため1976年度の入試においても民族学校卒業者は不利な条件の下で受験しなければならない見通しである。

上記三団体は「愛知県立大学の民族差別をやめさせる県民連絡会議」を結成し、昨年10月3日「愛知県大の暴挙をゆるすな!県民の皆さんに訴えます」というパンフを発行し、県民レベルでの闘いをめざしていった。今後も、この方針を堅持しこの問題の早期解決を計っている。

■ 県大追及の基本姿勢

県民会議は、ともすれば運動が長期化すれば運動体が弱体化することを克服しつつ、パンフの配布等によって、県民レベルまで運動を広げて闘争を継続している。そして、問題点を十分徹底してから、次回の県大交渉にあたる予定である。

前回の討論で確認した問題点は次の3つである。

(1) A子さんが74年に入学申請した際、「受け入れ態勢が不備である」と拒否し、そ

の後2年間正しい解決策を出せなかったのは怠慢であり、約束違反である。また、2年間もA子さんの青春を無駄にした責任が同時にある。

(2) 民族学校卒業者も日本人と同様の受験資格を認める、とした9月23日の県大決定は、民族学校卒業者に大きなハンディを負わせるものであり、新たな差別を生み出したものであって問題のすりかえである。

(3) 今後とも、民族学校卒業者には、県大の学則58条(外国人であって、一般入試という方法でなく入学し、勉強できる道)を生かして入学させるよう要求していくことが、民族的主体性を確立する為自ら民族学校に進んだA子さんに答えることになる。

■県民に広がる愛知県大の闘い

県大との闘いは、パンフの配布によって着実に県民に広がっている。パンフを読んだ人から次のような激励の手紙が県民会議にとどいている。

「県大における民族差別への抗議のパンフを受取り、ここに少額ながらカンパをお送りする次第です。(中略)日本人と同等の試験で」という、この一見平等にみえる処置に対し、私自身このパンフを読むまでその欺瞞性を見抜くことのできなかったことを恥じなければなりません。私自身の中に、一般の外国人とはちがって、在日朝鮮人には日本語が話せて、或いは日本のことを知っていて当然みたいな考えがまだまだ根深くあったことをあらためて知らされたように思います。

朝鮮人が朝鮮人としての権利を主張していくということは、決して日本人と同等の権利を主張していくということと同じではないということをもう一度はっきり認識しなおす必要を今、私なりに感じています。

もう本当に来年こそ絶対にA子さんの入学を勝ちとらねばなりませんね。日本人への同化をもくろみ、民族意識を眠らす県大の新たな策動に対し、断固たる抗議活動をしておられる皆様に心からの支援を送ります。」(朴君を囲む会名古屋連絡会ニュースより)

また、この他にも数名の人から支援カンパが県民会議に寄せられており

県民会議ではこのような暖い支援を起爆剤に今後も闘いを継続する方針である。

関

西

電電公社

就職差別撤廃闘争

昨年9月、在日韓国人高校生の受験を拒否した電々公社近畿の民族差別事件は、関西兵庫の民闘連など14団体によって共闘会議が設定され、電々近畿に対する抗議運動が盛りあがっている。

すでに関西地方では、在日韓国人の権益擁護闘争が活発に展開され、地方自治体職員の採用条件の国籍条項が一部地方都市では撤廃されるようになっている。また大阪府と兵庫県公立学校の教員に在日韓国人が採用されるようにもなってきた。

こうした趨勢に逆行するような電々近畿の民族差別は、一般民間企業にもあい通ずる“慣習”化した在日韓国人への偏見と排外主義にうらうちされたものに他ならない。

■第1回就職差別撤廃交渉

共闘会議と電々近畿との第1回の話し合いは、12月4日、午後4時すぎからおこなわれた。共闘会議の交渉申し入れに対し電々近畿は、就職についての問い合わせは本人が在籍している学校の校長を通じて来てほしいとし共闘会議との交渉を暗に拒否する対応を示した。そのため、共闘会議の代表者約15人が直接、電々近畿を訪れた。押し問答の結果、代表4人とだけという条件付きで話し合いが開始された。

共闘会議側は、崔忠植(チュ・チュンシク)牧師(KCC)、桑原重夫牧師(在日外国人の人権を守る会)等4名が交渉のテーブルにつき、公社側からは、宮沢課長、前坂光治係

長(任用)が出席した。

共闘会議側代表者は、「申し入れ書」を共闘会議参加団体の連名入りで提出した。また共闘会議に参加している在日韓国人グループからも、一在日韓国人の立場から—として「申し入れ書」を公社側に提出した。

交渉は、共闘会議側が「今回の処置は在日韓国人の人権を無視した不当な民族差別である」として、すみやかに“慣習”の是正をもとめるよう強く申し入れた。対する電々近畿は「本社の意向を聞いたうえでないと、結論は出せない」とし、話し合いは平行線をたどった。公社側の示した拒否理由は、①公共企業体であること、②人事院規則8条18項の準用 ③本社の方針である—といったものである。共闘会議側は、それらの理由は、何等法的根拠のないものであり、受験を拒否する正当かつ妥当な理由にはならないと激しく追及した。公社側は「本社に要請中である」として、追及をかわそうとした。

この日の話し合いは、双方の主張を展開することに終止し、次の交渉を年内に設定することで終えた。

■過去に在日韓国人を

採用していた電々公社近

崔忠植牧師(KCC)の調査報告によると電々公社近畿は、かつて在日韓国人を採用していたという事実があった。この報告は、さる11月22日、大阪北区の東梅田教会で開かれた、共闘会議の席上で発表されたものである。

崔牧師の報告によると、現在、大阪市城東区で不動産と貿易関係の仕事をしている洪純一(ホン・スンイル)氏(42才)で、1952年頃から15年間、電々公社近畿に勤務し、市外電話のテストの仕事を担当、在職中は労働組合の役員もしていたという。また、洪氏は入社時に韓国籍を明記し、面接試験の際には、試験官に韓国人であることをふまえての質問もうけていることから、公社側が洪氏を日本人と錯覚したということはある。

崔牧師はさらに、①職員採用に関する内規には国籍条項はない ②韓国人除外は慣例にすぎない ③「秘密保持をのぞいては外国人を採用しても構わない」との人事院通達がある ④職員採用については各通信局が独自の裁量で行なえる ⑤人事院規則にも外国人除外規定はない、と報告し、電々近畿の在日韓国人に対する受験拒否は全く根拠のないものであり、明らかな民族差別であると指摘した。

この調査報告をもとに、公社側との第1回の話し合いにおいて追及したところ、宮沢課長は、「初めて聞いた。わかっていたら採用していないはず」と聞き直った態度を示した。

【資料】

共闘会議の「申し入れ書」は

大阪市立工芸高校進路指導委員会

大阪府立淀川工業高校教師有志

部落解放同盟大阪府連合会本部

在日外国人の人権を守る会

日本の学校に在籍する朝鮮人の児童生徒
の教育を考える会

大阪市外国人教育研究協議会

民族差別と闘う関西連絡協議会

民族差別と闘う兵庫連絡協議会(日本人
部会)

関西キリスト教都市産業協力会

の名で出されている。

紙数の関係上、共闘会議に参加している韓国人グループの「申し入れ書」を資料として掲載しました。

申し入れ書

一在日韓国人の立場から一

私たちは、貴日本電信電話公社の来春(1976年度)高校卒業見込者の新規職員採用にあたって、私共の子弟に対する重大な民族差別の事実抗議すると共に、申し入れする次第である。現在、判明している段階では、大阪市工芸高校1名、大阪府立淀川工業高校2名、計3名の生徒が貴公社に応募した。しかし、「国家公務員に適用する人事院規則を

準用する」といった理由で受付けを拒否し、受験をもさせなかった。

在日韓国人の存在が日本の植民地支配の所産であるという歴史性と、今日の平和と民主主義社会において、就職の門戸を閉ざすことは、世界人権宣言や、日本国憲法に相反する事実からしても、貴公社の今回の処置は全く不合理であるばかりでなく、重大な民族に対する偏見と差別であるといわざるを得ない。

在日韓国人の門戸開放ということで、すでに公務員採用が認められつつあり、更に公営住宅等の入居制限撤廃を含めた広範囲の人権が容認されている今日、貴公社が何の法的根拠のないまま、右記の理由で応募を受付けなかったことは、在日韓国人社会及び日本社会への大いなる挑戦であるとしか考えられない。私たちは1910年の韓国併合以来、今日まで、日本社会の差別と抑圧の中で呻吟し、時には民間人により虐殺され、民族性を抹殺され、思うように職もつけず、又強制連行による炭坑・ダム・軍需工場等へ労働を強いられ日本人が排斥した職を探し廻りつつ苦勞の生活を余儀なくされた。その結果、貧困にあえぐ者は日本国より追放されるといった管理の枠の中にある現実だ。

技術を見につければという泡い夢を持ちつつ学究に励んだ学生たちも、その希望を打ち砕かれることが殆んどであった。在日韓国人のこうした歩みの中にあっても強じんに生きぬいて来た一世の人達の意欲は、二世・三世以降の後輩たちに希望をたくし、より安定した生活ができるよう夢見たからであった。

今回、受験拒否された本人のみならず、家族たちに与えたショックは貴公社が考えるような一言で処理されるような安易なものではない。日本の真の民主主義は他民族を排斥するところからは決して成立たないことは自明のことである。

私たちは、貴公社の処理が不当なことを確認し、以後の善処を求めて、日本の良識者と共闘し、ここに抗議すると共に話し合いの申し入れをする次第である。誠意ある対応をお願いしたい。

1975年11月4日

電々公社就職差別撤廃共闘会議・韓国人部会

在日韓国基督教教会館(KCC)

民族差別と闘う兵庫連絡協議会韓国人部会

在日韓国民主懇談会

在日韓国・朝鮮人大学教職員懇談会

在日同胞の人権を守る会

在日韓国基督教教会関西地方連合青年会

日本電信電話公社

近畿電気通信局長 殿

九 州

北九州の 民族差別撤廃闘争

北九州における民族差別撤廃闘争は、地方自治体を相手に権益擁護闘争が全国的に広がりはじめた時期の1975年始めより少し遅れ、1975年の9月に開始された。

運動を展開しているのは、日立闘争を九州で果敢に闘ってきた、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華(チョェ・チャンファ)牧師を中心とした、韓国教会の人々と、これに連帯する日本人キリスト者、一般市民、学生グループである。

運動のスタイルは、「川崎方式」といわれる、市への公開質問書から交渉というものであるが、権益獲得目標に他地方で獲得目標とされて来た「児童手当の支給」「公営住宅への入居資格」「国民金融公庫の融資適用」などに加え、「参政権を認めよ」という要求があり、話題を呼ぶとともに、在日韓国人の生き方、将来の展望、運動論といった観点から大きな論議を巻き起している。

■ 参政権は与えられない

1975年9月1日、市へ公開質問書を提出してから、現在に至るまで、事務交渉を含め5回もたれている。

北九州の韓国人キリスト者が提出した公開質問書（資料参照）に対して、10月4日、市は以下のような文書回答を示した。

〔回答〕

① 在日韓国人・朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯は承知しております。その基本的人権につきましては、条約及び日本国の憲法その他法令の定めるところにより、保護されるべきものと考えます。

② すでに敬老祝金・居宅寝たきり老人介護見舞金・出産祝金などの支給を実施しておりますが、児童手当も法のわくをこえて実施するとすれば多額の支出を必要とします。現在の苦しい市の財政事情のもとでは、当分、実施いたしかねます。

③ 公営住宅は、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、国と地方公共団体が協力して建設している住宅であり、その使用については外国人において権利として要求し得ないと解されています。

しかし、すでに一部都市で外国人の公営住宅の入居資格を認めているとのことです。今後実施している都市の実態を調査し、国などとも協議し、かつ、当市の市営住宅供給事情をも勘案しながら検討いたします。

④ 御要望については、貴意にそいかねます。なお、御要望の趣旨を国民金融公庫北九州支店に伝えました。

⑤ 地方公共団体の選挙における選挙権などについては、公職選挙法の定めるところにより、日本国民に限り認められているものであり、日本国民以外の者については、法律によって参政権が与えられていない以上やむを得ないと考えます。

この回答に対し、崔牧師らは「北九州市の回答は現状を述べたにすぎない」として、回答を拒否し再回答を求めた。

■ 市長出席の交渉

かねてから市長出席による交渉を要求していた崔牧師らは、11月21日、谷伍平市長の出席を実現させ、交渉をもった。

しかし、前回に市側から提出された回答文の他に新たな回答文が提出されることはなかった。

北九州市の姿勢は全国的に在日韓国人の權益を認めるすう勢のなかで、かたくななまでの対応を示しており、公開質問書における五項目のうち、かろうじて「公営住宅入居資格」のみについて「今後検討する」というものであった。

この日、市長は韓国への訪問体験を述べながら「これまでは日韓両国の歴史的背景から差別意識を持ち、皆さんの要求に添うよう努力していく」との趣旨の発言をしている。

しかし、こうした発言は、この日語られた交渉参加者の差別体験談を表層的にしかとらえきれていないものであり、市長の差別意識は、単なる同情的感情の発露に終る恐れがあると同時に兵庫県尼崎市の回答に見られる恩恵的発想に基づいた行政改革にならぬよう充分留意して行かなくてはならないと思われる。

【資料】

公開質問書

北九州市 市長殿

私たちは北九州在住の在日韓国人ですが、私達は日本で生れた二世三世、または45年50年この地に居住しているものであり将来もこの日本で永住する意志をもっております。

このように長期間の定住によって地域との深いつながりがあり、日本人同様、国税及び市県民税を義務として納めており、他方さまざまな公害も日本人と同じく被害を受けております。

戦後30年日本は民主主義国家として発展し個人の基本的人権を最大限に保障すると共に同じ地域に住む在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障についても深い関心があると信じます。

私達は今日まで在日韓国人・朝鮮人の基本的人権が認められていない現実をふまえ、次のような質問書を提出致します。

どうか誠意ある回答をお願い致します。

1. 在日韓国人・朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯を考慮する時、日本人の責任特に市当局の責任において、在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障に対する基本的見解を明らかにして下さい。

2. 東京都・横浜市などの都市では在日韓国人・朝鮮人に「児童手当」が支給されていますが当市では何時ごろから実施致しますか。

3. 東京都・横浜市及び多くの都市で在日韓国人・朝鮮人の公営住宅の入居が認められておりますが、当市ではいつごろから実施致しますか。

4. 国民金融公庫からの融資が在日韓国人・朝鮮人に適用されるよう市当局が関係当事者と交渉する用意がありますか。

5. 私達は基本的人権の最大の保障の途は参政権にあると考えております。それ故に在日韓国人・朝鮮人に参政権を認めるべきと考えます。特に市会議員の選挙権、被選挙権は認められるべきと考えますが、この点についての基本的見解を示して下さい。

1975年9月1日

在日大韓基督教小倉教会牧師

崔 昌 華

在日大韓基督教折尾教会牧師

金 栄 植

在日大韓基督教西南地方婦人連合会

辛 聖 連

北九州民族文化研究会会長

李 孝 松

【資料】

要 望 書

北九州 市長殿

私達は北九州在住の市民ですが、市当局がこれまでも市民の生活や人権を守り、かつまた韓国や中国等の交流を深めるよう努力してこられたことについて評価しているものであ

ります。しかしながら、在日韓国人・朝鮮人の人権を守ることにについては、具体的な施策がなかったことを残念に思います。

私達は去る9月1日、北九州市在住の韓国人が市長に提出した公開質問書の内容を下記の理由により全国的に支持し、当局がこれに誠実に対処し、諸要求をすみやかに満たすよう要望致します。

過去における我が国は、明治以来帝国主義的政策を実行し、その侵略によって36年間の長い間朝鮮を日本の植民地にしました。その結果朝鮮民衆は土地や米を奪われて大きな苦しみを味わい、多数の朝鮮人が日本に渡航せざるを得なくなりました。また当時の日本国家は、多数の朝鮮人を戦争政策の強化のために日本に強制連行し、国内の炭鉱、ダム、鉄道、飛行場建設等にかり出し多くの犠牲者を出させ、特に北九州、筑豊地区では悲惨を極め、その犠牲者が多かったことは明らかであります。戦後30年、その人達は生活的にも文化的にも日本にしか生活出来ないようになりました。ところが日本政府も国民も在日韓国人・朝鮮人に、何ら罪責を感じることなく、現在に至るも政治的社会的差別を行ない彼らを苦しめています。それ故、過去の罪責を償う意味においても、また世界の普遍的な人権を守る見地からも、在日韓国人・朝鮮人に対して充分に基本的人権が、我が国民と同様に保障せられるべきであります。

要望書の中には、他国における人権問題に深い関心を持っている世界的な団体に属している者も含まれております。どうか北九州市が世界の人権に関心をもつ人々に恥ずかしくない対応をせられるよう強く要望致します。

1975年10月4日

北九州キリスト教都市産業伝道

代表 尾瀬 力

北九州キリスト教協議会人権委員会

委員長 山本 繁夫

金鐘甲氏の裁判をすすめる会・日本

人部会 連絡責任者

村田 嘉納

日立レポート

“有言無実行”の日立

— 第三回諮問委員会報告 —

昨年12月11日、約一年ぶりぐらいに、日立製作所、朴君を囲む会、弁護士の三者で構成されている諮問委員会が開かれた。

この諮問委員会は、民族差別に基づいた日立の就職差別を、朴君を囲む会が全国的な規模において糾弾闘争を設定し、勝利した1974年8月27日、日立製作所との間にとりかわされた「合意書」にそって設定されたものである。この委員会では、合意書に先だつ「確認書」（日立が民族差別を犯した事を認めた文書）に基づき、①採用について ②社内教育 ③在日韓国人・朝鮮人問題に関する話し合い、の三点にわたる項目について話し合われるものである。

第三回の諮問委員会は、元囲む会の呼びかけ人であり、現在、関東民闘連の代表者である佐藤勝巳氏（日本朝鮮研究所）、李仁夏牧師（在日大韓基督教川崎教会）と、李殷直氏（作家）等、囲む会側の申し入れで開かれ、諮問委員の一人でもある中平健吉弁護士の事務所でもたれた。

上記四氏の出席に対し日立側からは、本社勤労部労務課長・郷司信夫、労務課係長・世古の両氏が出席した。

■新規採用はゼロ

話し合いは、朴鐘碩君の仕事ぶりなどの近況が話された後、採用の問題へと入っていった。日立側は、現在、約1万名ほどの過剰労働力がかかえているため、新規採用はひかえ

ており、大卒を若干名採用するのみであるとし、51年度の募集はしていないとのことであった。

■放置されたままの社内教育

第1回の諮問委員より懸案となっていた社内教育の実施について、囲む会側が糺したところ、各地方の採用担当者に兵庫で出版しているテキストを配布したとしているが、書名も内容もさだかには記憶していないという、全くふざけた回答であった。また、全国の採用担当者を一堂に会して採用に関する社内教育を行うのはむずかしいので、各地方ごとに集まってもらって行っているとのことであった。そこでの、抵抗、反論等の反響は全くないとしている。

採用担当者の研修会が実施されている事は察せられるものの、そこでは、相も変わらずの“タブー指導”がなされているものと考えられ、「合意書」に基づいた実効ある社内教育は何等されていないのが実情である。

主要には以上の二点について話し合われたが、すでに入社していると言われている、在日韓国・朝鮮人11名の実態すらも把握されておらず、何等の対策も考えられていないのが実情のようである。

囲む会側の諮問委員は、日立の誠意の無さを強く指摘し、①社内教育実施のスピードアップ、②当事者をよんでの研修会の実施、等を強く要請した。

さらに、すでに入社している、あるいは入社するであろう在日韓国・朝鮮人が、差別されることのないような、有効かつ具体的な環境づくりを早急に行うよう要請し、2時間の話し合いを終えた。

編集後記

■昨年は6号(11月)まで発行し、合併号という形式をとらずに、7号を発行することになりましたので、読者諸兄の了承を得たいと思います。

民闘連ニュースも、単なる運動の情報を載せることのみにとどまることなく、運動へのダイナミズムを生じさせるために、民闘連運動の視点、運動論を具体的に掲載していこうと言うことが昨年末の編集会議で打ち出されました。そして、ニュースの基本配分が決定され、さまざまな人の主張、韓国人・日本人の運動の実践の報告を毎号掲載して行くこととなりました。ふるって、反論、同調、意見をよせて下さい。

とりあげたい、とりあげなければならない記事が多いにもかかわらず、編集部力量不足からとりあげきれないものがあります。申京煥青年の問題、樺太訴訟の問題、韓国人被爆者の問題、等々です。ある程度資料も収集できましたので順次紹介して行きたいと思います。

申京煥裁判の出張公判が2月27・28日と宝塚であります。運動の山場をむかえ、大阪・東京・中部・東北の各支える会の活動が活発化しているようです。8号か9号では、この申京煥問題の特集を扱ってみたいと考えています。

過日の新聞に、東京在住の在日韓国人高校生がピストル自殺をしたという記事がありました。進路を悩んでのことということですが、むしろ記事の焦点は各紙ともピストルの入手にあわせられており、一人の在日韓国人青年が追いつめられ、自殺をとげなければならないと言う状況の本質に全くふれない記事でした。彼にとって、自分の悩みを打ちあけあい、問題を共有化できる同生代のまじわりの場があれば、あるいは彼が自殺をしなくてもすんだかもしれません……。

今年もさまざまな差別が発見され、生みだされて行くと思います。そのひとつひとつを鋭ぎすました感性と、ゆるぎない意志と、そして燃えるような闘志を持って、民族差別撤廃にむけ、果敢な歩みをすすめて行きたいと思います。

読者諸兄、民族差別と闘う全てのグループの健闘を祈ります。

(B・J)

■巷では、悪い風邪が流行っている。私も昨年末から今年にかけて、ひどい熱と咳で悩まされた。俗にいう寝正月である。もう、こうなれば「俺もバカではない」と喜んではいられない。“一年の計は元旦にあり”ということで、今年こそ書を読み素敵な恋をしようと思っていたのに……。

“健康な体に健全な精神が宿る”と言われている。本当にそうだと思う。抗しきれない程の矛盾した社会に生き、おまけに不況とかで増々人心がすさんでいく中で、今こそ健康な体を維持していかなければ、と思う。

1976年は、私にとっても民闘連ニュースともども飛躍した年にしたい。皆様の健康と運動の発展を願う気持ち、切なるものがある。

(K・S)

資 料 案 内

(R A I K 取 り 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・ 在日韓国人の闘争 — 民族の苦難をのりこえて — (№ 1) 200円
- ・ 韓国キリスト者の叫び (№ 2) 200円
- ・ 京都韓国学園問題 (№ 3) 100円
- ・ 申京煥氏強制退去問題 (№ 4) 100円
- ・ 児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動 (№ 5) 100円
- ・ 全国版 — 在日韓国人の闘争 — 児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 (№ 6) 200円
- ・ 就職差別問題資料 — 糾弾 !! 労働省・労務行政研究所 (№ 7) 200円
- ・ ⑥資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・ 民闘連ニュース 1号～7号 (民闘連刊) 各100円
- ・ THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・ 在日朝鮮人の就職差別について — 朴鐘碩君の裁判を手がかりに —
朴君を囲む会刊 50円
- ・ 原告 (朴鐘碩) および被告 (株式会社日立製作所) の主張 (資料集 № 1)
朴君を囲む会刊 300円
- ・ 証言集 1 佐藤勝己 (朴君を囲む会資料集 № 3) 朴君を囲む会刊 200円
- ・ 証言集 3 梶村秀樹 (" № 4) " 150円
- ・ 証言集 4 李 鐘直 (" № 5) " 150円
- ・ 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・ 就職差別裁判・判決全文 " 100円
- ・ 民族差別 — 日立就職差別糾弾 — 朴君を囲む会編 亜紀書房 1,000円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・ 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・ 高州 (コゲ) 第1集～第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・ 燈台 第29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・ 地域運動の手引き " " 500円
- ・ 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・ 日本人にとって何が問われているか — 在日朝鮮人の歴史と位相 —
阪神地区同和教育協議会・兵庫県高校進路指導研究会阪神支部共編 200円
- ・ 韓国通信 合併第2号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 100円

・韓国自由言論実践白書	アジア政治犯情報センター他刊	200円
・韓国における人権問題を考えるオーグル牧師を迎えて——記録と総括——		
	オーグル牧師を迎える実行委員会刊	200円
・アジアの人権 創刊号	アジア人権センター刊	500円
・ " 2号 "		400円
・韓国民衆の声	アジア政治犯情報センター刊	100円
・韓国における労働者階級の状態, 日本と朝鮮の労働者交流連帯連絡会議		200円
・金芝河・良心宣言	金芝河らを助ける会刊	300円
・在日朝鮮人渡航史		300円
・申京煥君の強制送還を許すな!	申君を支える会刊	300円
・申京煥君を支える会全国ニュース 創刊号	"	100円
・入管と縁を切りたい!	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	200円
・民族運動としての地域活動をめざして		
	川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
・行政差別撤廃運動——尼崎市闘争記録集——		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・京都韓国学園建設促進に向けて	京都韓国学園建設促進連絡協議会刊	200円
・きつつきの群れ——京都韓国学園建設問題に関する資料集——		
	京都在日外国人の民族教育を守る会	500円
・京都韓国学園問題資料1	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・韓国における不実企業の実態	日韓連帯連絡会議	1,000円
・日本における朝鮮少数民族	エンドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	"	3,200円
・国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
・속담 (朝鮮のことわざ)	梁泰昊著	300円

✧日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか		
——民族学校閉鎖と再建への動きの歴史——	(資料集 №4)	200円
・なぜ「本名を呼び, 名のる」とりくみをやらなければならないか		
	(資料集 №5)	300円
・今日の朝鮮民族差別——深江小学校吉田校長の差別思想を斬る——		
	(資料集 №6)	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	(" №7)	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	(" №8)	200円
・在日朝鮮人の法的地位 ——「韓さん一家」の問題を考えるにあたって——		
	(資料集 №9)	200円

発行日 1976年1月15日 №.7号 頒価 100円

発行人 李 仁 夏

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268
